

平成21年12月9日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号供託金還付請求権確認、同反訴請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号、同年(〇〇)第●●号)

口頭弁論の終結の日 平成21年10月26日

判 決

控訴人 X

被控訴人 国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人と被控訴人との間において、原判決別紙供託目録記載の供託金につき、控訴人が還付請求権を有することを確認する。
- 3 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人は、A株式会社(以下「A」という。)から貸金債権の弁済に代えて、Aが建設業者5社に対して有していた工事請負代金債権をそれぞれ譲り受けたが、被控訴人が上記各工事請負代金債権を差し押さえたことから、第三債務者である建設業者5社が民法494条により供託したので、控訴人が、被控訴人及びAに対して控訴人が供託金還付請求権を有していることの確認を求めた

(本訴)。

被控訴人は、国税徴収法 6 2 条により、建設業者 5 社が民法 4 9 4 条により供託した供託金の還付請求権を差し押さえ、国税徴収法 6 7 条 1 項に基づき、上記供託金の還付請求権について取立権を取得したとして、被控訴人が、控訴人に対して被控訴人が上記供託金の還付請求権の取立権を有することの確認を求めた(反訴)。

なお、A は控訴人の請求を認諾した。

原審は、控訴人の本訴請求を棄却し、被控訴人の反訴請求を認容したところ、控訴人が本訴請求の認容及び反訴請求の棄却を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 2 事案の概要」の 1 及び 2 に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 3 頁 1 5 行目の「B 建設株式会社」を「B 建設工業株式会社」に改める。
- (2) 9 頁 1 8 行目の「期日」を「支払期日」に改める。
- (3) 1 1 頁 1 2 行目の「可能性にある」を「可能性のある」に改める。

第 3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の本訴請求は理由がなく、被控訴人の反訴請求は理由があると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 3 争点に対する判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。なお、控訴人が控訴理由として主張する点は、上記説示に反するか、証拠に基づかないか、又は当裁判所の採用しない独自の見解に基づくものであるから、採用することができない。

- 1 1 3 頁 5 行目から 6 行目にかけての「証拠(甲 1、2 ないし 6 の各①、②、1 8、証人 C、原告本人)によれば」を「証拠(甲 3 1 ないし 3 7)によれば、平成 1 7 年 3 月 3 1 日、控訴人名義の郵便貯金口座から合計 1 0 0 0 万円の現

金が、控訴人の三女D名義の郵便貯金口座から合計1000万円の現金がそれぞれ出金されていること、控訴人は、同日、上記出金された現金の合計額に相当する2000万円をAに金融機関から振込送金したこと、同年5月2日、控訴人の妻E名義の銀行預金口座から合計500万円の現金が、控訴人の三女D名義の銀行預金口座から合計300万円の現金が、控訴人の次女F名義の銀行預金口座から合計200万円の現金がそれぞれ出金されていること、控訴人は、同日、上記出金された現金の合計額に相当する1000万円をAに金融機関から振込送金したことが認められ、これらの事実を証拠（甲1、2ないし6の各①、②、18、証人C、控訴人本人）を総合すれば」に改める。

2 13頁6行目の「Aに対し」の次に「、上記のとおり預金口座等から出金した現金を原資として」を加える。

3 13頁14行目の「経緯が」から21行目の「いえなくもない。）」までを「経緯がうかがわれるのであり（証人C、控訴人本人）、また」に改める。

4 14頁1行目の「認識していた」から7行目までを「認識し、将来Aの控訴人に対する求償金債務等が発生した時には控訴人が債権譲渡に係る債権について弁済を得た金員をその弁済にも充当することを予定していたことがうかがわれるのであって（証人C、控訴人本人）、これらの事実関係に上記認定のとおり控訴人が現実に3000万円を上記の日にAに送金していることをも考え併わせると、上記の第1回の貸付時において金銭貸借契約書が作成されなかったこと及び本件貸付金の合計額と本件各債権の債権額の合計額とが符合しないことから、前記の認定を覆すことはできず、他に前記の認定を覆すに足りる証拠はない。」に改める。

第4 結論

以上によれば、控訴人の本訴請求は理由がないから棄却し、被控訴人の反訴請求は理由があるから認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

東京高等裁判所第 1 2 民事部

裁判長裁判官 柳田幸三

裁判官 大工強

裁判官 坂口公一